

ホームナーシング モア世田谷用賀 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 more が設置するホームナーシング モア世田谷用賀（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 1 事業所は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう計画的に行う。
- 2 事業所は事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努める。
- 3 利用者の意見及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報提供を行う。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生労働省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

- 第3条 1 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 事業所は、訪問看護を提供するにあたっては、事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：ホームナーシング モア世田谷用賀
- (2) 所在地：東京都世田谷区玉川台 2-17-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 相当数 ※必要に応じて雇用する。
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間）

第6条 1 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から日曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間：午前9時から午後6時
- 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し、医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法、内容）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

利用者に主治医がいない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

1 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

2 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

3 リハビリテーションに関すること。

4 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

（利用料等）

第9条 1 事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額を「介護保険負担割合証」に応じて徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置

エンジェルケア 20,000円(税込)

(2) 次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合の交通費 実費

1キロメートル当たり 20円

（通常業務を実施する地域）

第10条 事業所が通常業務を行う地域は、世田谷区とする。

（相談・苦情対応）

第11条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（サービスの提供記録の記載）

第12条 訪問看護従事者は、指定訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを提供した際には、その提供日・内容、当該指定訪問看護について、介護保険法第41条第6項又は法第115条の45第3項の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

（契約書の作成）

第13条 訪問看護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第14条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

3 指定訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

4 利用者に対する指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。

5 利用者に対する指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

（業務継続計画（BCP））

第15条 感染症や自然災害の発生時には通常のサービス提供が困難になることが予測されるため、感染症及び自然災害発生時の業務継続計画（BCP）を策定し、それに基づいた対応をするものとする。また、年2回の委員会の実施、職員に対しての定期的な研修・訓練を実施し、有事において迅速に行動できるよう準備するものとする。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第16条

1 訪問看護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 訪問看護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 感染症等の予防及び蔓延の防止のために、感染症対策の担当者を選定し、感染症対策の指針を整備、年2回の感染症対策委員会の実施、職員に対しての定期的な研修・訓練を実施し、有事において迅速に行動できるよう準備するものとする。

(事故処理)

- 第 17 条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の取扱い)

第 18 条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
 - (4) 前項 (1) から (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

- 第 20 条 事業所は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第 21 条 1 従事者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上
 - (3) 個別研修 年 12 回
- 2 事業所は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。
- 3 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であったものに、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない。（医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする）
- 5 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 more と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

平成 27 年 8 月 1 日 改定

平成 27 年 12 月 1 日 改定

平成 27 年 12 月 8 日 改定

令和 4 年 3 月 1 日 改定

令和 7 年 4 月 1 日 改定

令和 8 年 7 月 1 日 改定